

令和 2 年 4 月 9 日

保護者 様

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校長

学校感染症の対応について(お願い)

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、学校感染症は、集団感染の恐れがあるため、学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとらせていただきますので、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、参考までに「学校感染症に関する出席停止の解除について」と学校感染症の種類と症状等を載せたプリントを併せて配付させていただきますので、ご確認ください。

記

- 1 学校感染症の疑いで医療機関を受診される時
 - (1) 担任へ連絡をしてください。
 - (2) 現在の症状を担任へ伝えてください。

- 2 学校感染症の診断を受けた時
 - (1) 主治医の指示に従って安静に過ごしてください。
 - (2) 担任へ診断名と主治医の指示を連絡してください。

- 3 出席停止が解除されて登校する時
 - (1) 登校する前日に担任へ連絡をしてください。
 - (2) 登校時に「学校感染症に関する出席停止の解除について」(別紙)とお薬の説明書のコピーを添付の上、担任へ提出してください。

- 4 その他
 - (1) 「学校感染症に関する出席停止の解除について」は、本校のホームページからもダウンロードできます。
 - (2) 「学校感染症に関する出席停止の解除について」は、保護者の方がご記入ください。医療機関で記入していただくと診断書扱いになり、料金が発生しますので、ご注意ください。
 - (3) 麻しん・結核・新型コロナウイルス感染症については、対応が変わります。必ず、学校へ連絡をお願いします。